

事務局説明資料

2026年5月18日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

I. 有価証券報告書の記載事項の整理

(1) これまでの本WGにおけるご意見

(2) 近年の開示情報の見直しの経緯

(3) 総会前開示の状況

(4) 有価証券報告書と事業報告等との「一本化」に関する議論の状況

II. 情報開示のあり方に関する課題

III. 報告事項

IV. ご議論いただきたい事項

これまでの本WGにおけるご意見

- 2025年12月26日公表の本WG報告では、今後の審議事項として、**有価証券報告書の記載事項の整理**について、**本年春以降に審議**を行う旨記載されている。
- 本論点に関し、2025年中に開催された本WGにおいては、
 - **投資家にとって有用性が限定的であり、企業にとって負担感が大きい事項**を見直していくべきではないか
 - **有価証券報告書と会社法上の事業報告等との一本化とそれを通じた総会前開示の更なる進展**に向けた議論の動向を踏まえつつ、検討すべきではないかといった意見があった。
- また、現状の情報開示全般についての課題として、
 - 任意開示書類も含む複数の開示媒体において情報開示の重複がみられ、**投資者側・企業側の双方にとって非効率な状況が生じており、あるべき開示について検討する必要があるのではないか**といった指摘もあった。

DWGにおけるご意見(要約)

- 金商法、会社法、統合報告、東証の適時開示といった開示制度全般において、情報の重複関係、企業の作成負担、効率性といった観点から、あるべき企業開示とは何かという点について、本来的には検討する必要がある。有価証券報告書の記載事項の整理の議論が有意義なものになることを期待
- 非財務情報は有価証券報告書と統合報告書のそれぞれに開示されており、投資家と企業の双方にとって非効率な状況。こうした状況はグローバルスタンダードから外れており、セーフハーバー・ルールの導入等の施策により、統合報告書の開示内容の有価証券報告書への移管が進み、資本市場の効率化につながることを期待
- 有価証券報告書の記載内容の整理は、有価証券報告書の提出時期及び事業報告等の一体的開示も踏まえて検討すべき
- 抜本的なスクラップ・アンド・ビルドがそろそろ必要と思料。特に有価証券報告書の提出早期化が求められている中では、一層重要な論点になってくる。事業会社の立場としては、現行の有価証券報告書における項目の整理だけではなく、会社法の開示との関連も含めた横断的な議論を含めて、大きな視点で見直しが必要
- 開示項目が年々増える中で有価証券報告書の提出早期化が求められており、投資家にとって有用性が限定的な項目、また企業側の負担が大きい項目については開示対象から外していくことが必須

I. 有価証券報告書の記載事項の整理

(1) これまでの本WGにおけるご意見

(2) 近年の開示情報の見直しの経緯

(3) 総会前開示の状況

(4) 有価証券報告書と事業報告等との「一本化」に関する議論の状況

II. 情報開示のあり方に関する課題

III. 報告事項

IV. ご議論いただきたい事項

有価証券報告書の記載事項の整理

第1回DWG(2025.8.26)
資料を一部加工

- 2003年以降、**非財務情報を中心に、有価証券報告書の記載内容の充実**が図られてきたところ。
- 非財務情報は、中長期的な企業価値の評価や企業と投資者との対話に資する情報として有用。一方、有価証券報告書をめぐっては、サステナビリティ開示基準の導入や株主総会前の開示に対するニーズの高まりといった環境変化が生じている。
- こうした中で、有価証券報告書の記載事項のうち、**相対的に有用性が低下している事項の有無を検証し、必要に応じて、その整理を行うことは、投資者にとっての利便性の向上に加え、企業による作成負荷の軽減とそれによる企業と投資者との対話の充実につながるものと考えられる。**

現状の有価証券報告書の記載事項

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

第2【事業の状況】

- 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
- 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】
- 3【事業等のリスク】
- 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(以下「MD&A」)
- 5【重要な契約等】

第3【設備の状況】

第4【提出会社の状況】

- 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】
 - (2)【役員の状況】
 - (3)【監査の状況】
 - (4)【役員の報酬等】
 - (5)【株式の保有状況】
- 5【従業員の状況等】
 - (1)【人材戦略に関する基本方針等】
 - (2)【従業員の状況】

第5【経理の状況】

第6【提出会社の株式事務の概要】

第7【提出会社の参考情報】

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

改正時期	内容
2003年3月	「事業等のリスク」、「MD&A」、「コーポレート・ガバナンスの状況」の項目を新設
2008年3月	「監査報酬の内容等」の項目を新設
2010年3月	「コーポレート・ガバナンスの状況」に、企業統治の概要、内部監査等の体制、個別の役員報酬(1億円以上)、銘柄ごとの政策保有株式の記載等を追加
2014年10月	「役員の状況」に、男女別の役員数と女性役員比率の記載を追加
2017年2月	「対処すべき課題」に、経営方針・経営戦略等の記載を追加
2018年1月	「MD&A」に、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容等の記載を追加
2019年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「コーポレート・ガバナンスの状況等」の項目に、「監査の状況」、「役員の報酬等」、「株式の保有状況」の項目を追加し、それぞれ記載事項を追加 ・「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」「事業等のリスク」「MD&A」の項目について、経営者の認識の記載を求めるなど記載内容を充実
2023年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目を新設。「従業員の状況」に、3指標(女性管理職比率、男性育児休業取得率、男女間賃金差異)の記載を追加。 ・「コーポレート・ガバナンスの概要」に、取締役会の活動状況の記載を追加
2023年12月	「重要な契約等」に、ガバナンスに関する合意、株主保有株式の取得・買増し等に関する合意、ローン契約等に付される財務上の特約の記載を追加
2025年1月	「株式の保有状況」に、最近5事業年度内に保有目的を政策保有から純投資に変更した銘柄の変更年度、変更理由等の記載を追加
2026年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模の会社に対し、SSBJ基準に基づく「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載の義務付け ・「従業員の状況等」の項目に、人材戦略に関する基本方針等の記載を追加

[参考]「事業等のリスク」、「MD&A」、「コーポレート・ガバナンスの状況」の項目の新設

- 米国企業改革法の制定などの国際的動向や同国における開示実務等を踏まえつつ、**信頼される市場の確立に向けたディスクロージャーの充実・強化を図る観点から、2003年3月の内閣府令改正により、「事業等のリスク」、「MD&A」、「コーポレート・ガバナンスの状況」の項目を新設**(2004年3月期から適用)。

<p>背景 (審議会報告の 抜粋等)</p>	<p>金融審議会第一部会報告別紙「ディスクロージャー・ワーキング・グループ」報告(2002年12月16日公表)(要約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 米国企業改革法の制定といった諸外国の状況も踏まえつつ、「信頼される市場の確立に向けたディスクロージャーの充実・強化」について検討 ➤ 国際的にもその強化が求められているコーポレート・ガバナンスに関する情報、企業をとりまくリスクに関する情報、財務や経営成績についての企業の経営者による分析についての開示を充実することが重要 	
<p>開示内容</p>	<p>事業等の リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項
	<p>MD&A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容(例えば、重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報 等)
	<p>コーポ レート・ガ バナンス の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業統治に関する事項として、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容(社内取締役と社外取締役に区分した内容)、監査報酬の内容(監査報酬とそれ以外の報酬に区分した内容)等を例示

[参考]「監査報酬の内容等」の項目の新設

- 監査人の独立性と地位強化のための施策の一環として**監査報酬の開示・監査人異動時の開示の充実・強化を図り、企業開示に対する国民の信頼を確保する観点から、2008年3月の内閣府令改正により、「監査報酬の内容等」の項目を新設**(2009年3月期から適用)。

<p>背景 (審議会報告の抜粋等)</p>	<p>金融審議会公認会計士制度部会報告(2006年12月22日)(要約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 財務書類の信頼性を高め、監査の質を確保するとの観点から、どのような対価の下での監査を経て作成された財務書類であるかにつき、企業が一層の説明責任を果たすことが求められる ➤ 被監査会社による監査報酬の開示については、現行制度上、必ずしも明確に義務付けられておらず、また、開示のベースが連結・単体など企業ごとに区々であり、比較可能性が乏しい等の問題点が指摘されている ➤ 監査報酬の開示を明確に義務付け、開示のベースを統一していくとともに、企業における監査報酬の決定方針についても適切な開示を求めていくことが適当 	
<p>開示内容</p>	<p>報酬内容等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 直近2連結会計年度において、提出会社及びその連結子会社が監査公認会計士等に対して支払った報酬の内容(監査報酬と非監査報酬に区分して記載)
	<p>その他重要な報酬内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対して支払った報酬の内容
	<p>非監査業務の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 直近の2連結会計年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った非監査報酬があるときは、当該報酬に係る非監査業務の内容
	<p>監査報酬の決定方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 監査公認会計士等の報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要

【参考】「コーポレート・ガバナンスの状況」における記載事項(企業統治の概要等)の追加(1)

- 上場会社等の不祥事や少数株主等の利益を著しく損なう資本政策等が後を絶たない中で、我が国上場会社等のコーポレート・ガバナンスにつき、内外の投資者等から強い懸念が示されていた当時の状況を踏まえ、2010年3月の内閣府令改正により、「コーポレート・ガバナンスの状況」の項目におけるコーポレート・ガバナンス体制、役員報酬等、株式保有状況の記載事項を追加(2010年3月期から適用)。

金融審議会金融分科会スタディグループ報告(2009年6月17日公表)(要約)

(コーポレートガバナンスの状況)

- 上場会社に対しては、それぞれのガバナンス体制の内容とその体制を選択する理由について十分な開示を求めるといった対応がとられるべき
- 法定開示におけるコーポレート・ガバナンスの状況の開示の内容等についても、(監査役の機能強化等と合わせ)必要があれば、その見直しが行われるべき

(監査役の機能強化)

- 監査役については、現状、必ずしも株主・投資者の期待に応えることのできる存在とはなっていない
- 監査役の機能強化の観点から、①監査役監査を支える人材・体制の確保(そのための内部監査・内部統制部門との連携)、②独立性の高い社外監査役の選任、③財務・会計に関する知見を有する監査役の選任等の措置が講じられていくことが望まれる

(役員報酬の開示)

- 役員報酬については、経営者のインセンティブ構造等の観点から株主や投資者にとって重要な情報
- 非常に高額な報酬やストックオプションが経営者の経営姿勢を過度に短期的なものとするおそれなどの指摘もあり、役員報酬の決定に係る説明責任の強化を図っていくことは重要な課題

(株式の持合い)

- 資本や議決権の空洞化を招き、株主によるガバナンス機能を形骸化させる等の問題点が指摘されている
- 上場会社等の間での持合いは、市況変動が上場会社等の財務内容に影響を与え、又は従来、財務諸表等で捉えられてきた契約や支配関係では表れないようなビジネス上の関係となり、上場会社等の経営に影響を及ぼし得るものであることから、その状況は、投資者の投資判断に際して重要な情報

[参考]「コーポレート・ガバナンスの状況」における記載事項(企業統治の概要等)の追加(2)

開示内容	コーポレート・ガバナンス体制	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業統治体制の概要、当該体制を採用する理由 ➤ 内部監査、監査役監査の組織・人員(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員の有無)等 ➤ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、これらの監査と内部統制部門との連携 ➤ 社外取締役・社外監査役の設置状況・設置していない場合の理由 ➤ 社外取締役・社外監査役の企業統治における機能・役割、社外取締役・社外監査役と内部監査、監査役監査、会計監査との相互連携や内部統制部門との関係 等
	役員の報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 役員の区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別(金銭報酬、ストックオプション、賞与、退職慰労金等)の総額、対象役員の員数 ➤ 役員(報酬等の額が1億円以上である者に限ることができる)ごとの報酬等の種類別の額 ➤ 報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容及び決定方法 等
	株式の保有状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 政策保有目的で保有する投資株式の銘柄数、貸借対照表計上額 ➤ 政策保有目的で保有する投資株式(上場株式に限定)のうち以下のいずれかに該当するものの個別銘柄開示(銘柄、株式数、保有目的、貸借対照表計上額) <ul style="list-style-type: none"> ・ 当期又は前期の貸借対照表計上額が資本金の1%を超える場合 ・ 貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当する場合 ➤ 純投資目的で保有する株式の上場・非上場別の当期・前期の貸借対照表計上額の合計額、受取配当金、売却損益、評価損益のそれぞれの合計額 ➤ 保有目的を変更した場合には、銘柄、保有株式数、貸借対照表計上額 <p>(注) 提出会社が経営管理会社である場合における主要な連結子会社で一定の要件を満たすものが保有する株式について、上記と同様の事項を開示</p>

[参考]「役員の状況」における記載事項(男女別の役員数と女性役員比率)の追加

- 「女性の更なる活躍促進」に向けた閣議決定における提言を受け、2014年10月の内閣府令改正により、「役員の状況」の項目における記載事項として、男女別の役員数・女性役員比率を追加(2015年3月期から適用)。

背景 (閣議決定の 抜粋等)

「『日本再興戦略』改訂2014 ー未来への挑戦ー」(2014年6月24日閣議決定)(抄)

- 有価証券報告書における役員の女性比率の記載を義務付けるとともに、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において、企業における役員、管理職への女性の登用状況や登用促進に向けた取組を記載するよう各金融商品取引所に要請する

開示内容

- 【役員の状況】において、役員の男女別人数とともに、役員のうち女性の比率を記載

[参考]「対処すべき課題」における記載事項(経営方針・経営戦略等)の追加等

- 企業と投資家との建設的な対話を促進していくため、より効果的かつ効率的で適時な開示が可能となるよう、決算短信を含む情報開示のあり方を見直すとの観点から、2017年2月の内閣府令改正により「対処すべき課題」の項目、2018年1月の内閣府令改正により「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」の項目における記載事項を追加(2017年3月期、2018年3月期から適用)。

<p>背景 (審議会報告の抜粋等)</p>	<p>金融審議会ディスクロージャーWG報告(2016年4月18日公表)(要約)</p> <p>(対処すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 決算短信に記載している経営方針については、中長期的な投資を行う投資者がその投資姿勢に適合する企業であるかを判断する上で有用な情報であるが、必ずしも速報性が求められる情報ではないことから、有価証券報告書において記載することが適当 <p>(MD&A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「MD&A」は、本来、経営者の視点による経営成績等に関する十分な分析・検討が記載されるべきものであり、企業と株主・投資者との建設的な対話を促進するうえでも重要な情報となるが、我が国の企業による「MD&A」は、ひな型的な開示となっており、付加価値に乏しい 	
<p>開示内容</p>	<p>対処すべき課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 項目名を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」とした上で、以下の記載事項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容 ・ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容
	<p>MD&A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 項目名を「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」とし、「業績等の概要」と「生産、受注及び販売の状況」を統合した上で、記載内容の充実の観点から、以下の記載事項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業全体及びセグメント別の経営成績等に重要な影響を与える要因について、経営者の視点による認識及び分析 ・ 経営者が経営方針・経営戦略等の中長期的な目標に照らして経営成績等をどのように分析・評価しているか 等

【参考】「コーポレート・ガバナンスの状況等」における項目（役員の報酬等）の新設

- コーポレートガバナンス改革等に向けた取組の進展を踏まえ、投資家と企業との対話をより建設的で実効的なものとする観点や財務情報等の信頼性を確保する観点から、2019年1月の内閣府令改正により、「監査の状況」、「役員の報酬等」、「株式の保有状況」の項目を新設（2019年3月期から適用）。

金融審議会ディスクロージャーWG報告（2018年6月28日公表）（要約）

（会計監査に関する情報）

- 企業が適正な監査の確保に向けて監査人とどのような取組を行っているかに加え、監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由並びに監査人監査の評価、監査人の継続監査期間、監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容が、我が国でも開示されるべき

（役員報酬に係る情報）

- 経営陣の報酬内容・報酬体系と経営戦略や中長期的な企業価値向上との結び付きを検証できるよう、報酬の決定・支給の方法やこれらに関する考え方を具体的に分かりやすく記載することを求めるべき
- 報酬決定プロセスの客観性・透明性のチェックを可能とするため、算定方法の決定権者、その権限や裁量の範囲等の情報についても開示を求めるべき

（政策保有株式）

- 安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかとの指摘や、保有に伴う効果が十分検証されず資本効率が低いとの指摘
- 個別の政策保有株式の保有目的・効果について、提出会社の戦略、事業内容及びセグメントと関連付け、定量的な効果も含めてより具体的に記載することを求めるべき

監査の状況

- 「監査の状況」の項目を追加し、監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の記載事項を追加

役員の報酬等

- 報酬の額又は算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名、当該権限の内容等
- 業績連動報酬とそれ以外の報酬の支給割合の決定に関する方針
- 報酬の決定過程における取締役会の活動内容 等

株式の保有状況

- 保有目的の区分の基準の考え方、政策保有株式の保有の合理性の検証方法 等
- 個別開示の対象となる銘柄数を30銘柄から60銘柄に拡大

背景
（審議会報告の
抜粋等）

開示内容

【参考】「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」「事業等のリスク」「MD&A」の記載事項の追加

- 欧米諸国における取組の進展(制度見直し、ガイダンス・好事例集の公表等)を踏まえ、**中長期的な企業価値向上に向けた投資家と企業との対話を更に促進させる観点から、2019年1月の内閣府令改正により「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」、「MD&A」における記載事項を追加(2020年3月期から適用)。**

金融審議会ディスクロージャーWG報告(2018年6月28日公表)(要約)

(経営方針、経営環境及び対処すべき課題等)

- 企業の目的と経営戦略、ビジネスモデルについて、取締役・経営陣が積極的に自らコミットしてその見解を示すことが必要

(事業等のリスク)

- 経営者視点からみたリスクの重要度の順に、発生可能性や時期・事業に与える影響・リスクへの対応策等を含め、企業固有の事情に応じたより実効的なリスク情報の開示を促していく必要

(MD&A)

- 経営者視点からの情報を提供し、投資家の企業に対する理解を深めるための経営の根幹に関わる経営者の認識が問われる情報であることから、経営のトップレベルが早期から関与し、経営者としての説明責任を果たしていくことが求められる

背景 (審議会報告の 抜粋等)

経営方針、 経営環境及び 対処すべき 課題等

- 連結会社の経営環境(企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等)についての経営者の認識

事業等の リスク

- 経営者が連結会社の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策の説明

MD&A

- キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容、資本の財源及び資金の流動性に係る情報について、資金需要の動向(資金調達の方法・状況、資金の主要な用途を含む)に係る経営者の認識
- 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等

開示内容

[参考]「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目の新設

- ISSB基準の策定やその活用の動きが加速したことを踏まえ、**企業情報の開示の主要項目としてサステナビリティ開示を位置付ける観点から、2023年1月**の内閣府令改正により、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目を新設(2023年3月期から適用)。

金融審議会ディスクロージャーWG報告(2022年6月13日公表)(要約)

- 我が国では、2020年10月、政府として2050年のカーボンニュートラルを目指すことが宣言され、サステナビリティに関する取組が企業経営の中心的な課題となるとともに、それらの取組に対する投資家の関心が世界的に高まっている。同時にサステナビリティ開示の基準策定やその活用の動きが急速に進んでいる。
- 投資家に分かりやすく投資判断に必要な情報を提供する観点から、核となるサステナビリティ情報を有価証券報告書に記載することができるよう、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設すべき
- 「記載欄」に開示する内容については、国内外のサステナビリティ開示で広く利用されているTCFDのフレームワークやISSBの公開草案では、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示となっており、国際的な比較可能性の観点から、我が国においても同様の枠組で開示することが適切

背景 (審議会報告の 抜粋等)

開示内容

- 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目を新設し、以下のとおり、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」の開示を求める。
 - ・ 「ガバナンス」及び「リスク管理」は必須記載事項とし、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を踏まえて開示の要否を判断
 - ・ 人的資本については、人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針及びこれらの方針に関する指標の内容等を必須記載事項として、「戦略」と「指標及び目標」において記載

[参考]「従業員の状況」における記載事項(女性管理職比率、男性育児休業取得率、男女間賃金差異)の追加

- 「従業員の状況」の項目における記載事項として、**人的資本・多様性の開示に関する国際動向**を踏まえ、**2023年1月**の内閣府令改正により、**女性管理職比率、男性育児休業取得率、男女間賃金差異**を追加(2023年3月期から適用)。

背景 (審議会報告の 抜粋等)

金融審議会ディスクロージャーWG報告(2022年6月13日公表)(要約)

- 人的資本や多様性に関する情報については、長期的に企業価値に関連する情報として、近年、機関投資家においても着目されており、企業価値との関係を示す研究結果も存在
- 人的資本や多様性に関する情報が、多くの国際的なサステナビリティ開示のフレームワークで開示項目となっていることを踏まえ、我が国においても、投資家の投資判断に必要な情報を提供する観点から、人的資本や多様性に関する情報について以下の対応をすべき
 - ・ 女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差について、中長期的な企業価値判断に必要な項目として、有価証券報告書の「従業員の状況」の中の開示項目とする
- 多様性に関する指標については、企業負担等の観点から、他の法律の定義や枠組に従ったものとするに留意すべきであり、最低限、提出会社及び連結会社において、女性活躍推進法、育児・介護休業法に基づく公表を行っている企業は有価証券報告書においても開示することとすべき

開示内容

- 提出会社及びその連結子会社が「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等に基づき、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金差異」を公表している場合には、これらの指標を記載

[参考]「コーポレート・ガバナンスの状況等」における記載事項(取締役会の活動状況等)の追加

- 「コーポレート・ガバナンスの状況等」の項目の記載事項として、コーポレートガバナンス・コード再改訂の内容、取締役会等の機能発揮の状況に対する投資家の関心の高まりや政策保有株式に係る開示の状況等を踏まえつつ、更なる開示の拡充を図る観点から、2023年1月の内閣府令改正により、取締役会等の活動状況、内部監査の実効性、政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要を追加(2023年3月期から適用)。

<p>背景 (審議会報告の 抜粋等)</p>	<p>金融審議会ディスクロージャーWG報告(2022年6月13日公表)(要約) (取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況の開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取締役会等の活動状況については、コーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類において一定の進展がみられること、諸外国において法定書類で詳細に開示されていること、その機能発揮の状況に対する投資家の関心の高まりを踏まえ、取締役会等の活動状況の「記載欄」を有価証券報告書に設けるべき <p>(内部監査の信頼性確保に関する開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 監査役等の視点による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況の説明等の開示を求め、投資家と監査役等との対話を促進させていくことが重要 <p>(株式の保有状況に関する開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 好事例と実際の開示との乖離の大きさが指摘されているところ、コーポレートガバナンス・コードでは、政策保有株式に関し、保有の適否の検証内容、議決権行使基準の開示を求めている ➤ 投資家と投資先企業との対話において、政策保有株式の保有の正当性について建設的に議論するための情報が提供されることが望ましい 	
<p>開示内容</p>	<p>取締役会等の活動状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、出席状況)
	<p>内部監査の実効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 内部監査の実効性(デュアルレポーティングラインの有無を含む)
	<p>株式の保有状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携等を目的とするものである場合、当該事項の概要

【参考】「重要な契約等」における記載事項の追加

- 「重要な契約等」の項目について、諸外国の開示内容等を踏まえ、適切な開示を促す観点から、2023年12月の内閣府令改正により、企業・株主間のガバナンスに関する合意、企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意、ローン契約等に付される財務上の特約の記載を追加(2025年3月期から適用)。

背景 (審議会報告の 抜粋等)

金融審議会ディスクロージャーWG報告(2022年6月13日公表)(要約)

(企業・株主間のガバナンスに関する合意)

- 一般に、当該企業のガバナンスや支配権への影響が大きく、投資判断に重要な影響を及ぼすことが見込まれるため適切な開示が求められる

(企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意)

- 株主側が大量保有報告書等で開示しているにもかかわらず、企業側が開示していないケースがみられる
- 株式保有の規模や合意内容等に応じ、市場に影響を与え、投資判断に一定の影響を及ぼすことが見込まれることから適切な開示が求められる

(ローンと社債に付される財務上の特約)

- 資本市場が、事業のリスク等に応じた資金配分を行い、金利等を通じた価格発見機能を発揮する上で、社債やローンの基本条件、特に財務上の特約が適切に開示されることは極めて重要
- 特に財務上の特約に抵触すると、他の債権者のキャッシュ・フローに影響を与え、経営陣の裁量を制限すると観点からも開示の重要性が高い。また、抵触前段階から財務上の特約が適切に開示されることで、市場全体としての予測可能性が高まり、企業と投資家との円滑なコミュニケーションにも資する

開示内容

ガバナンスに関する合意

- 提出会社の株主との間でガバナンスに影響を及ぼし得る合意を含む契約を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的及びガバナンスへの影響 等

株主保有株式の処分・買増し等の合意

- 大量保有報告書を提出した株主等重要な株主との間で、株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的 等

財務上の特約

- 財務上の特約の付されたローン契約を締結し、又は社債の発行をしている場合であって、その残高が連結純資産額の10%以上である場合、当該契約・社債の概要と財務上の特約の内容

[参考]「株式の保有状況」欄の記載事項(純投資目的に変更した銘柄に関する事項)の追加

- 「株式の保有状況」の項目について、**有価証券報告書レビュー^(注)**において識別された保有目的変更銘柄についての開示上の課題を踏まえ、企業に適切な開示を促す観点から、**2025年1月**の内閣府令改正により政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式の開示事項を追加(2025年3月期から適用)。

(注)有価証券報告書の記載内容の適正性を確保することを目的として、毎年度、金融庁・財務局が連携して実施している審査の枠組み。法令改正事項やあらかじめ設定した開示上の重点テーマ等についての開示状況等を審査している。

令和5年度の有価証券報告書レビューの審査結果等(2024年3月29日公表)

- 「株式の保有状況」の開示のうち、いわゆる政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式の開示状況の検証を通じて、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているとの課題が識別された

コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024(2024年6月7日公表)

- コーポレート・ガバナンスの観点から上記の課題が指摘され、制度改革等の今後の方向性を提言

2024事務年度金融行政方針(2024年8月30日公表)

- 「政策保有株式の開示の適切性について有価証券報告書レビュー等で検証を行うとともに、政策保有株式に係る開示事項の追加等を検討する」との方針が示された

背景

(関連する行政文書の抜粋等)

開示内容

- 当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式であって、当事業年度末において保有しているものについて、銘柄、株式数、貸借対照表計上額に加え、以下の記載事項を追加
 - ・ 保有目的の変更年度
 - ・ 保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針

【参考】SSBJ基準に基づく「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載の義務付け

- 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目について、比較可能性の向上と投資者に有用な情報を提供するとの観点から、2026年2月の内閣府令改正により平均時価総額が1兆円以上の東証プライム市場上場会社に対し、サステナビリティ開示基準(SSBJ基準)に準拠した記載を義務付け(2027年3月期から順次適用)。

金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するディスクロージャーWG中間論点整理(2025年7月17日公表)(要約)

- 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目における記載内容は、基本的には各提出会社がそれぞれの重要性に応じて判断することとされており、比較可能性の観点から課題がある。また、提出会社によって開示の分量や内容の深度等に幅があり、創意工夫により充実した開示を行っている例もある一方で、極めて簡素な開示にとどまっている例も認められたところ
- 国際的な比較可能性の向上等の観点から、国際的なベースラインとなるISSB基準との機能的な整合性が確保されたSSBJ基準を金融商品取引法令に取り込み、有価証券報告書において、SSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付けることが適当
- 東証プライム市場上場会社を適用対象としつつも、当該会社の中にも、現行制度に基づくサステナビリティ情報開示への対応状況に差があることや、会社によってリソースに相当ばらつきがあることも踏まえ、株式時価総額の規模に応じて段階的に適用していくことが合理的

背景 (審議会報告の 抜粋等)

開示内容

- 5年平均時価総額が1兆円以上の東証プライム市場上場会社に対し、SSBJ基準に基づき「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目を記載することを求める
- SSBJ基準の適用開始時期は以下のとおり
 - ・ 株式時価総額3兆円以上の会社:2027年3月期
 - ・ 株式時価総額3兆円未満1兆円以上会社:2028年3月期

※ 中間論点整理の公表時点で適用開始時期が確定していた株式時価総額1兆円以上のプライム市場上場会社を対象としており、株式時価総額1兆円未満5,000億円以上の会社への適用については、今後予定される制度改正を踏まえて対応予定。

[参考]「従業員の状況等」における記載事項の追加

- 「従業員の状況等」の項目について、**人的資本の開示の充実を図ることは投資者が企業の中長期的な価値を評価するために重要であるという観点から、2026年2月の内閣府令改正により企業戦略と関連付けた人材戦略やそれを踏まえた従業員給与等の決定方針等の開示事項を追加**(2026年3月期から適用)。

背景 (関連する行政文書の抜粋等)	「経済財政運営と改革の基本方針」(2025年6月13日閣議決定)(抄)	
	➤ 有価証券報告書において人的資本に関する情報開示の充実を進める方針が示された	
	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」(2025年6月13日閣議決定)(抄)	
		➤ 人的資本は企業の戦略達成・価値創造における重要な要素であり、経営戦略と人材戦略を関連付けた開示が投資家にとって有用であるとの観点から、「有価証券報告書における人的資本開示の充実を図ることを検討する」との方針が示された
		コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025(2025年6月30日公表)
		➤ 人的資本への投資に関する開示を充実させる観点から、企業戦略と関連付けた人材戦略や従業員給与・報酬の決定に関する方針、従業員給与の平均額の前年比増減率の開示を求めることを提言
開示内容	人材戦略に関する基本方針等	➤ 「人材戦略に関する基本方針等」の項目を追加し、企業戦略と関連付けた人材戦略、従業員給与等の額及び内容の決定方針の記載事項を追加
	従業員の状況	➤ 従業員給与の平均年間給与の対前事業年度増減率

[参考] 四半期報告書制度の見直し

- 有価証券報告書の記載事項の拡充が進む一方で、**四半期報告書制度を中心に、コスト削減や開示の効率化の観点から制度の見直し**が行われている。

【四半期報告制度の記載事項の簡素化(2012年3月期から適用)】

背景 <small>(関連する行政文書の抜粋等)</small>	「新成長戦略～「元気な日本復活シナリオ」～」(2010年6月18日閣議決定)(抄) ➤ 成長企業等の多様な資金調達が可能なる金融市場を実現する観点から、四半期報告の大幅簡素化を行う
見直しの内容	➤ 四半期連結会計期間(3か月)に係る四半期連結財務諸表の作成を任意化 ➤ 第1・第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成を任意化 ➤ 「主要な経営指標等の推移」について、四半期会計期間(3か月)に係るものの記載を不要化 ➤ 「従業員の状況」、「生産、受注及び販売の状況」及び「設備の状況」について、当四半期連結累計期間に著しい変動があった場合以外は記載を不要化 等

【四半期報告制度の廃止(2025年3月期から適用)】

背景 <small>(審議会報告の抜粋等)</small>	金融審議会ディスクロージャーWG報告(2022年6月13日公表)(要約) ➤ コスト削減や開示の効率化の観点から金融商品取引法の四半期報告書(第1・第3四半期)と取引所規則に基づく四半期決算短信を「一本化」する。 ➤ その際、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・適時性を低下させるおそれがあること ・ 投資家への積極的な情報開示が行われる四半期決算短信は、投資家に広く利用されていること等を踏まえ、金融商品取引法上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切
見直しの内容	➤ 第1・第3四半期報告書を廃止 ➤ 上場会社に対しては、従来の第2四半期報告書と同程度の内容の半期報告書の提出を求める。

I. 有価証券報告書の記載事項の整理

(1) これまでの本WGにおけるご意見

(2) 近年の開示情報の見直しの経緯

(3) 総会前開示の状況

(4) 有価証券報告書と事業報告等との「一本化」に関する議論の状況

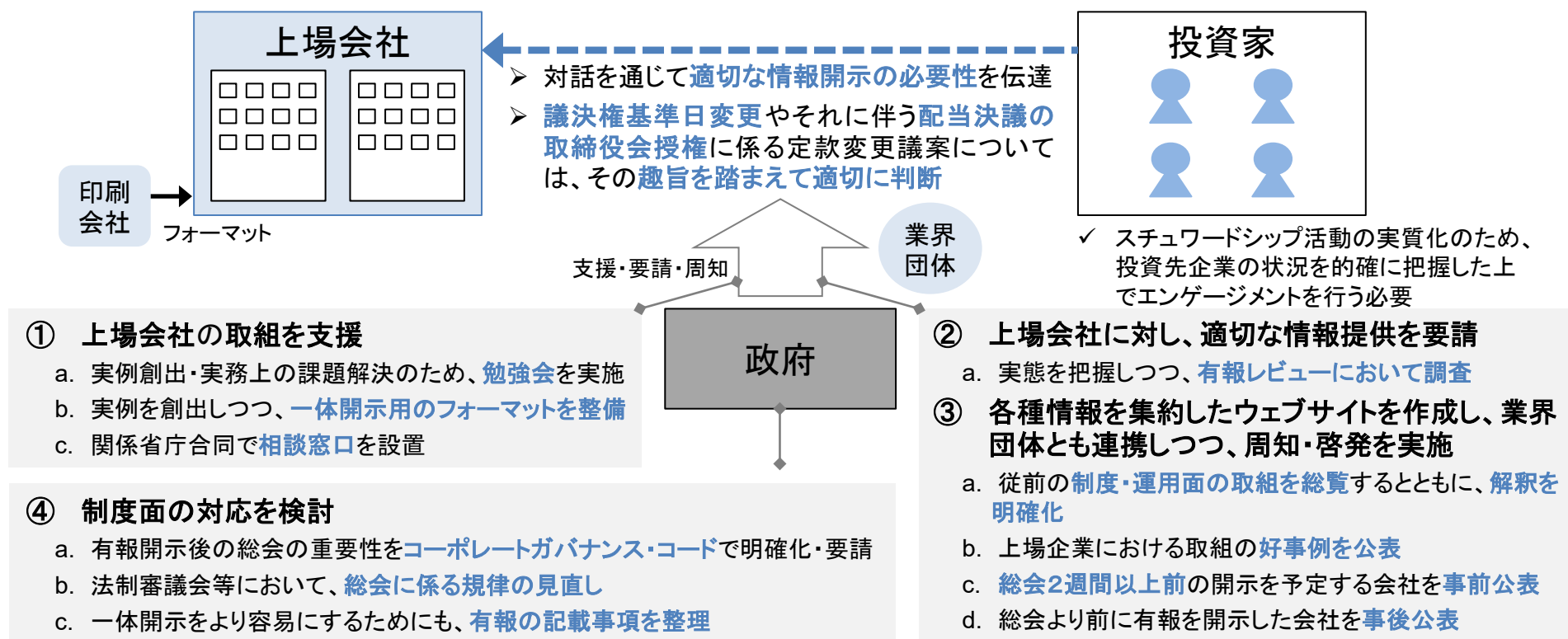
II. 情報開示のあり方に関する課題

III. 報告事項

IV. ご議論いただきたい事項

有価証券報告書の定時株主総会前の開示の進展に向けた環境整備

- 有価証券報告書の記載事項の拡充に伴い、投資家の意思決定に有用な情報を豊富に含む有価証券報告書を定時株主総会前に提出する**総会前開示**の重要性も増している。
- 昨年3月の総会前開示に係る大臣要請において、**有価証券報告書の提出は、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましい**旨が示されたところ、2024年3月期に全上場会社の**1.8%**であった総会前開示企業の割合は、2025年3月期には**57.7%**と著しく増加した。
- 引き続き、企業の対応状況を把握しつつ、**総会開催日の後倒しによる総会3週間以上前の有価証券報告書の開示を容易にするための施策の実施等に取り組んでいくことが考えられる。**



[参考]総会前開示に係る大臣要請

令和7年3月28日

金融商品取引所上場会社 代表者 殿

金融担当大臣 加藤 勝信

株主総会前の適切な情報提供について(要請)

有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前には有価証券報告書を確認できるようできる限り配慮することが望ましいと考えられます。

この点、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられますが、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の関係者と連携し、企業負担の合理的な軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。

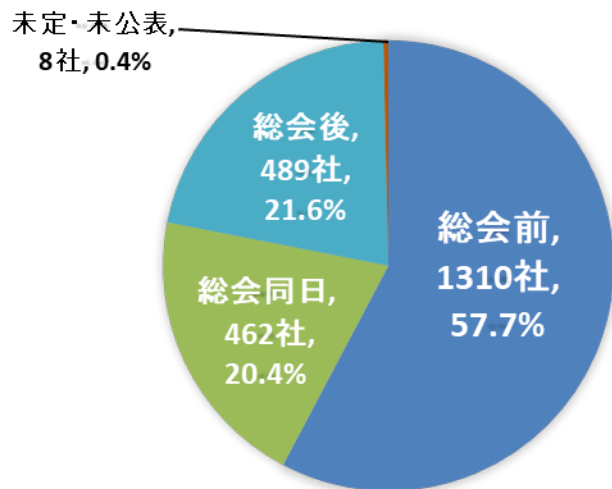
他方、足元の有価証券報告書の提出状況を見ると、株主総会同日又は数日以内の提出が9割以上を占めていることから、現状でも、株主総会の前日ないし数日前に提出することには日程上の大きな支障はないのではないかと考えられます。これまで株主総会前の開示に取り組んでいない上場会社におかれましては、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。

なお、金融庁としては、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行うなどの対応を検討してまいります。

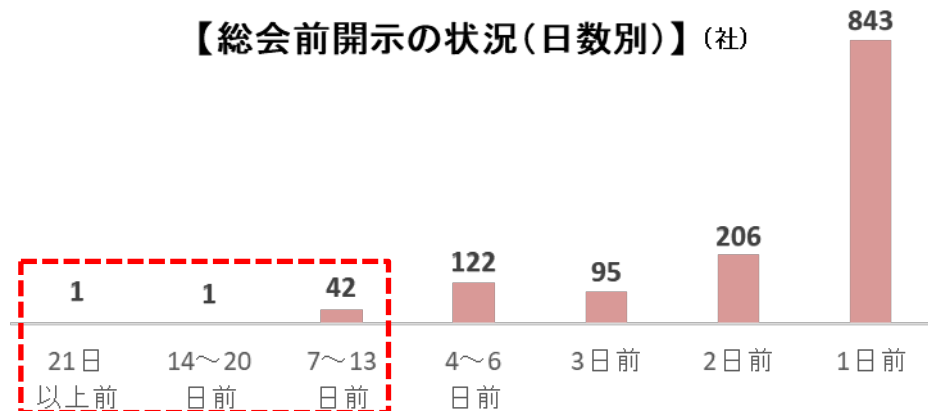
[参考]2025年3月期に係る総会前開示の状況①

- 大臣要請を受け、有価証券報告書の定時株主総会前の開示(以下「総会前開示」という。)を行った3月期決算会社は**全体の57.7%となり、前期に比して著しく増加**(前期は1.8%)。
- 市場別で見ると、**プライム上場企業の69.6%が総会前開示**を行った。
- 総会数日前の開示であることが多いが、**1週間以上前に開示した会社も44社に増加**(前期は11社)。
- 日経225を構成する企業のうち**81.2%が総会前開示**を行った(前期は10.5%)。

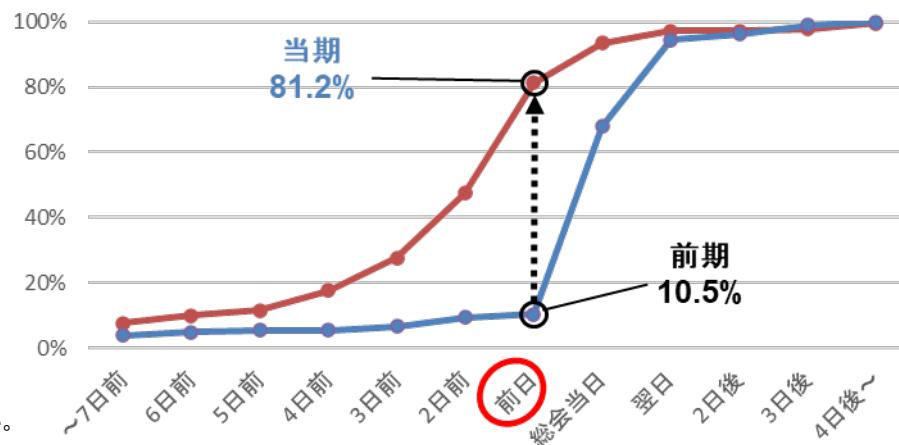
【有価証券報告書の開示時期】



【総会前開示の状況(日数別)】(社)



【有価証券報告書の累積開示率】
(日経225銘柄・3月期決算会社)



【総会前開示の状況(市場別)】

(社)

	21日以上前	14~20日前	7~13日前	4~6日前	3日前	2日前	1日前	総会前 会社数	総会同日 総会后	合計	総会前 割合
3月期 決算会社	1	1	42	122	95	206	843	1,310	951	2,269	57.7%
プライム	1	1	33	81	62	138	460	776	336	1,115	69.6%
スタンダード	0	0	7	32	23	62	311	435	482	922	47.2%
グロース	0	0	1	7	8	5	52	73	105	178	41.0%
その他市場	0	0	1	2	2	1	20	26	28	54	48.1%

(注)「合計」欄には、集計時点で有価証券報告書を開示していない会社を含む。個別事情のある会社は総会前に含めていない。

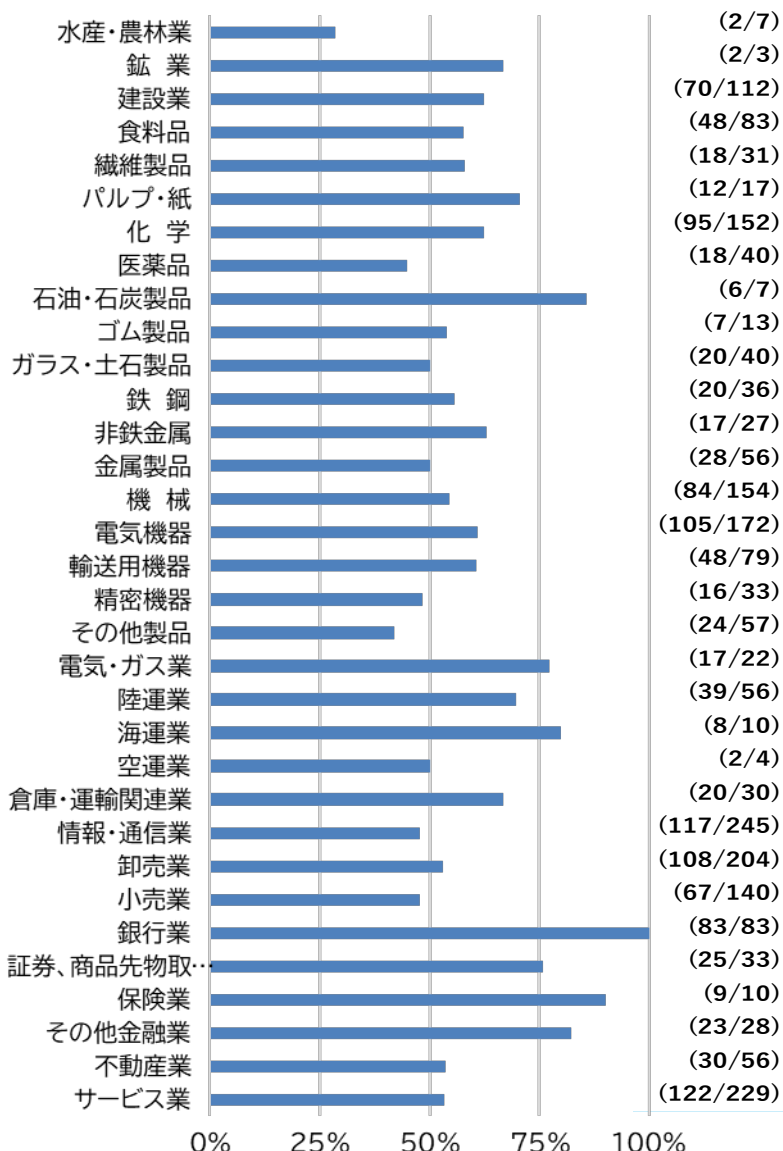
(出典)3月末日を決算期とする上場会社の有価証券報告書及び臨時報告書。2025年6月末時点で集計。

● 当期(実績) ● 前期(実績)

[参考]2025年3月期に係る総会前開示の状況②

【総会前開示の割合(業種別)】

(総会前会社数/業種別合計)



【総会前開示の状況(時価総額別)】

(社)

	21日以上前	14~20日前	7~13日前	4~6日前	3日前	2日前	1日前	総会前会社数	総会同日総会后	合計	総会前割合
3月期決算会社	1	1	42	122	95	206	843	1,310	951	2,269	57.7%
3兆円~	1	0	4	8	8	13	17	51	12	64	79.7%
1~3兆円	0	1	6	6	4	15	30	62	15	77	80.5%
5千億~1兆円	0	0	3	8	8	11	40	70	19	89	78.7%
~5,000億	0	0	29	100	75	167	756	1,127	905	2,039	55.3%

(注)「合計」欄には、集計時点で有価証券報告書を開示していない会社を含む。時価総額は2025年6月末時点。

【総会1週間以上前に開示を行った会社一覧】

開示時期	社数	会社名(五十音順)
21日前	1社	HOYA
14日前	1社	T&Dホールディングス
13日前	1社	ZOZO
9日前	1社	트레이ダーズホールディングス
8日前	4社	コンコルディア・フィナンシャルグループ、四国銀行、十六フィナンシャルグループ、ニチレイ
7日前	36社	アイティフォー、アルファポリス、阿波銀行、池田泉州ホールディングス、ウェルディッシュ、大林組、オリンパス、群馬銀行、コニシ、さくらケーシーエス、滋賀銀行、七十七銀行、信越化学工業、図研、住信SBIネット銀行、西華産業、大成建設、大和ハウス工業、TANAKEN、ちゅうぎんフィナンシャルグループ、蝶理、ティラド、ナカポーテック、ニチレキグループ、日本取引所グループ、日本ライフライン、ブルボン、豊和銀行、北洋銀行、MARUWA、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、武蔵野銀行、山口フィナンシャルグループ、山善、ヤマトホールディングス

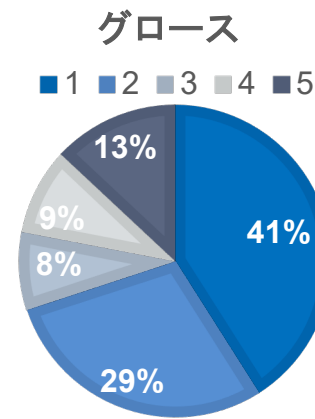
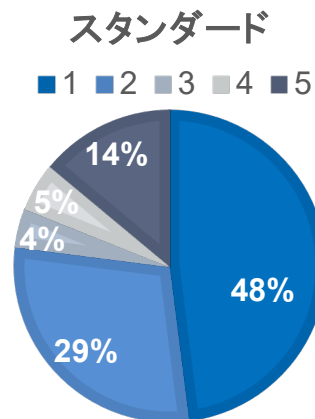
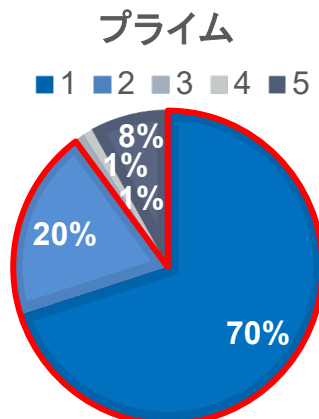
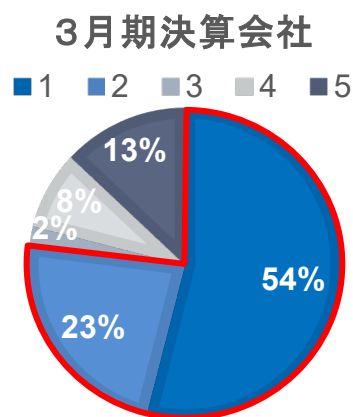
(注)いずれの表においても、個別事情のある会社は総会前に含めていない。

[参考] 2026年3月期に係る総会前開示の対応予定等

2026年3月期の総会前開示の実施見込み

- 金融庁・財務局が実施した2025年度の有価証券報告書レビューによれば、2026年3月期の総会前開示は**77%程度**、プライム市場上場会社に限定すると**90%程度**と見込まれる。

1: 当年度に実施済み 2: 翌年度に実施予定 3: 再来年度以降実施予定 4: 当面実施予定なし 5: その他



(注) 2025年3月末日を決算期とする有価証券報告書提出企業に対する法令改正等関係審査調査票を集計。

総会3週間以上前の有価証券報告書の開示の状況

- 有価証券報告書レビューによれば、**2025年3月期決算会社**のうち総会3週間以上前に有価証券報告書を開示した会社は**1社**、**2025年4月期から2026年2月期決算会社**では**5社**(このうち1社は新たに3週間以上前の開示を実現)であった。

議決権基準日の後倒しのための定款変更の状況

- 適時開示資料によれば、総会の後倒しに向けて**議決権基準日の後倒しに係る定款変更**を実施した会社は**4社**、今後定款変更を予定している会社は**2社**確認できる。(2025年4月1日から2026年5月15日までの適時開示から金融庁集計)

I. 有価証券報告書の記載事項の整理

- (1) これまでの本WGにおけるご意見
- (2) 近年の開示情報の見直しの経緯
- (3) 総会前開示の状況

(4) 有価証券報告書と事業報告等との「一本化」に関する議論の状況

II. 情報開示のあり方に関する課題

III. 報告事項

IV. ご議論いただきたい事項

有価証券報告書と事業報告等との一本化

- 法制審議会・会社法制(株式・株主総会等関係)部会「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案」(以下「中間試案」という。)では、**開示書類の一本化**、すなわち、
 - ・ 会社法上の電子提供措置開始日^(注)までに、事業報告等(計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をいう。)の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等の作成を要しないとすることが提案されている。

(注) 総会の日の3週間前の日又は総会招集通知を発した日のいずれか早い日
- また、「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明」(以下「中間試案の補足説明」という。)によれば、法制審議会・会社法制部会では、**一本化によって開示書類作成の負担を軽減しつつ、会計監査の一元化の実現を可能にすることが、総会前開示に向けた株主総会の開催スケジュールの見直しのインセンティブを与えるための最も現実的な対応**であるとの指摘もあったとされている。
- 中間試案は、本年4月2日よりパブリック・コメントが開始(5月22日まで)されており、2026年度中に要綱案が取りまとめられる予定。これを踏まえた**会社法改正については、要綱が取りまとめられ次第、速やかに国会に提出することを目指し、必要な制度整備が行われる予定。**

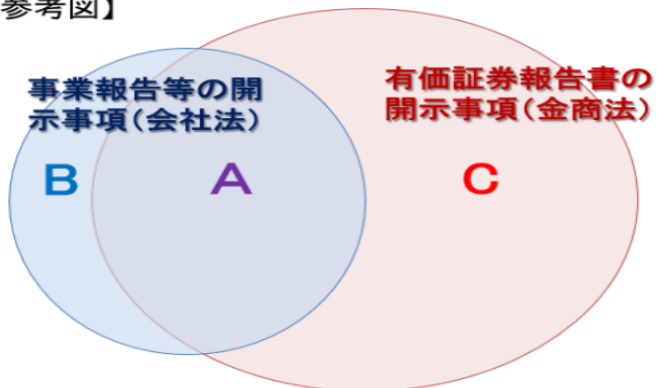
中間試案の概要

- **事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化**に関し、以下の1及び2の規律を設けるものとする。
 1. 上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない。**(開示書類の一本化)**
 2. 会計監査人が上記有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなす。**(会計監査の一元化)**
- 上記有価証券報告書のうち事業報告等に相当する部分について、会計監査以外の会社法の規定(金融庁注:虚偽記載等に係る役員の実任の責任の規定、監査役等の監査の規定等)を、引き続き適用する。

有価証券報告書と事業報告等の開示事項の調整

- 中間試案の補足説明によれば、法制審議会・会社法制部会では、開示に係る会社の作業負担の軽減のためには「一本化」だけでなく、**有価証券報告書と事業報告等の開示事項の共通化**を徹底することが重要であり、**事業報告等の固有部分の必要性を精査し、必要であれば有価証券報告書の開示事項に追加すべきとの指摘**があったとされている。
- 現在、金融庁は、法務省と共に**事業報告等の固有部分(図中Bの部分)**を特定するとともに、**有価証券報告書の開示事項との共通化**を図るための検討作業を行っている。今後、これらの検討結果を**対応表として整理し公表する予定**。
- 当該対応表は、現行法制下でも可能な**一体開示^(注)**の促進に加えて、今後実現が見込まれる開示書類の**一本化**に向けた土台になると考えている。
(注)有価証券報告書と事業報告等の記載事項を内容とする一つの書類を作成・開示すること。
- 必要な場合には、金融庁及び法務省双方において、**2028年3月期からの適用を目指し、府省令等の改正を含めた対応**について検討していく。

【参考図】



- A: 事業報告等の開示事項であって、かつ、有価証券報告書の開示事項でもあるもの
 B: 事業報告等の開示事項であるが、有価証券報告書の開示事項ではないもの
 C: 有価証券報告書の開示事項であるが、事業報告等の開示事項ではないもの

事業報告等の固有部分の例

- 社外役員の当該事業年度の主な活動状況(取締役会における発言の状況、不当な業務執行等の発生後の対応等)
- 社外役員の親会社等からの報酬
- 辞任した会社役員又は解任された会社役員の氏名や意見等
- 特定完全子会社の名称等
- 会計監査人に対して補償契約に基づき損失を補償したときは、その旨及び補償した金額
- 個別注記表における関連当事者との取引に関する注記
- 連結配当規制適用会社に関する注記

[出典]中間試案の補足説明から一部抜粋

I. 有価証券報告書の記載事項の整理

- (1) これまでの本WGにおけるご意見
- (2) 近年の開示情報の見直しの経緯
- (3) 総会前開示の状況
- (4) 有価証券報告書と事業報告等との「一本化」に関する議論の状況

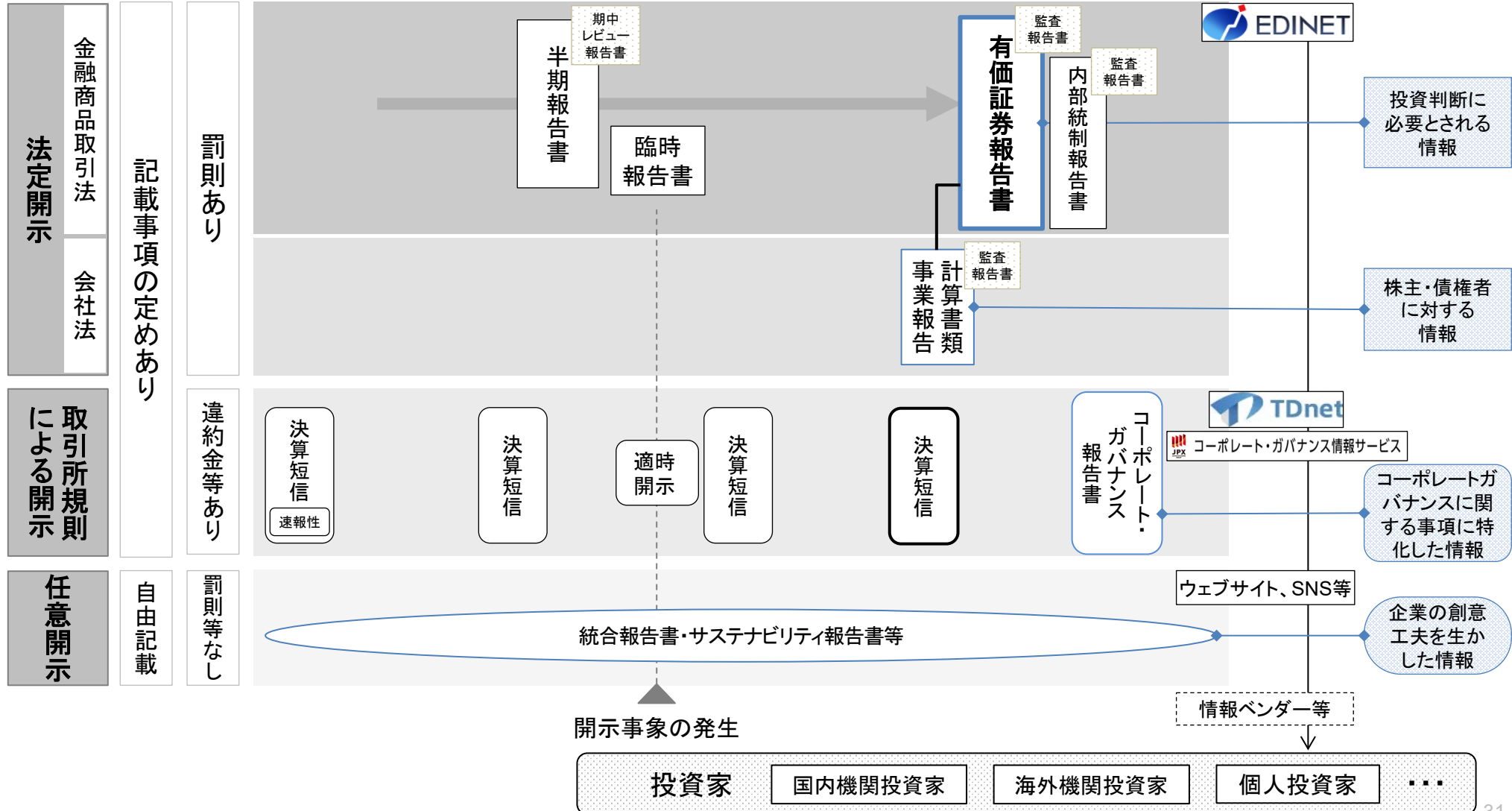
II. 情報開示のあり方に関する課題

III. 報告事項

IV. ご議論いただきたい事項

上場企業による投資家への情報提供

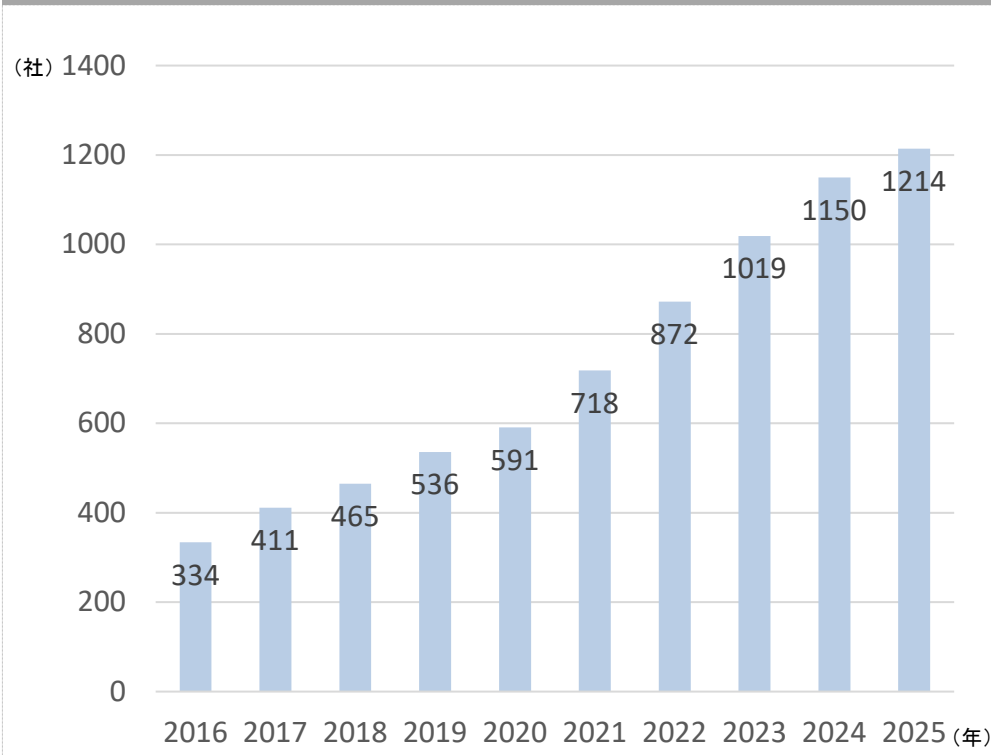
- 我が国の上場会社の情報開示は、**法定開示(金商法開示・会社法開示)**、**取引所規則による開示**、**任意開示**といった複数の体系で構成されている点に特徴がある。
- そして、それぞれの情報は、**EDINET**、**TDnet**、**企業のウェブサイト**を通じて投資家向けに提供されている。もっとも、機関投資家においては、これらの情報をデータソースとして構築された**情報ベンダーのシステム**が活用されているとの指摘もある。



任意開示書類について

- 統合報告書を公表する会社数は、近年増加傾向にあり、**2025年12月末時点では1,200社程度**とされている。
- 統合報告書等の任意開示書類を巡っては、従来、有価証券報告書等の法定開示書類の記載内容の拡充が進む中で、法定開示書類との重複感が生じており、**投資者にとっての利便性の低下、企業双方にとっての負担の増加**が指摘されている。

統合報告書の公表会社数



[出典] ㈱宝印刷D&IR研究所「統合報告書発行状況調査2025最終報告」(2026年2月25日)を基に金融庁作成 (<https://www.dirri.co.jp/res/report/uploads/2026/02/fa9dedbc63986136d2a8102806f3506db58982ae.pdf>)

※1 「JPX日経インデックス400対象企業」「日経225対象企業」「TOPIX500対象企業」「JPX ESG LINK」「時価総額1,000億円以上の企業」等の統合報告書の公表状況を当社が集計

※2 各年12月末現在の公表数

指摘されている課題

- 統合報告書やサステナビリティレポート等の任意の報告書と、制度開示の報告書との間でも内容の重複が見られる。
- 有価証券報告書において「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設されたことから、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書とサステナビリティレポート等の間で内容の重複が生じ始めている。
- 現状の日本企業の情報開示体系では、関連する情報や類似する情報が複数の開示媒体に分断・重複して記載されていることから、投資家等の利用者においては、複数の報告書を読む負担が増加するとともに、企業情報の体系的な理解や必要な情報の収集における難易度が高まっている。
- 作成者側においても、複数の報告書の作成にともなう負担が増加している。

[出典] 企業情報開示のあり方に関する懇談会「課題と今後の方向性(中間報告)」(2024年6月) (https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/corporate_information/20240625_report.html)

臨時報告書と適時開示について

- これまでの本WGでは、**臨時報告書と適時開示の重複解消**を求める意見があった。
- 両書類の提出事由には一定の共通性が認められるが、**適時開示の方がより広範**。また、**適時開示はインサイダー取引規制における公表措置として法令上定められており、その観点からも広く活用**されている。
- 両書類の提出方法には差異があるが、取引所のウェブサイト(東証上場会社情報サービス)において**臨時報告書を含む法定開示書類と適時開示書類が集約**されており、**会社別に閲覧することが可能**。

	臨時報告書	適時開示(東京証券取引所)
根拠	金融商品取引法第24条の5第4項	有価証券上場規程第402条、第403条
提出先	開示用電子情報処理組織(EDINET)を通じて財務局に提出	適時開示情報伝達システム(TDnet)を通じて取引所に提出
提出事由(注)	提出会社に関する事由として30項目、連結子会社・連結会社(グループ)に関する事由として14項目[企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項]	提出会社に関する事由として76項目、子会社等に関する事由として36項目
提出期限	提出事由該当後、遅滞なく	提出事由該当後、直ちに
エンフォースメント手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不提出: 刑事責任 ・ 重要な虚偽記載: 行政責任(訂正命令、課徴金納付命令)、民事責任、刑事責任 	特別注意銘柄の指定、改善報告書・改善状況報告書の提出と公衆縦覧、違反事実の公表措置、上場契約違約金の徴求、上場廃止
データ形式	インラインXBRL(HTMLにXBRL要素を埋め込む形式)	PDF形式
閲覧対象書類	EDINETにより過去5年間に提出された書類を一覧形式で閲覧可[金融商品取引法第25条第1項]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示情報サービスにより開示日を含めて31日分の書類を一覧形式で閲覧可 ・ 東証上場会社情報サービスにより過去10年分の書類を会社別に検索可 ・ TDnetデータベースサービス(有料)により過去5年間の書類を一覧形式で閲覧可

(注) 臨時報告書、適時開示のいずれについても、上記のほか、連動子会社(提出会社の剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される場合の当該特定の子会社)についての提出事由もあり。

有価証券報告書とコーポレートガバナンス報告書について

- これまでの本WGでは、有価証券報告書のうちのガバナンス情報の記載と取引所に提出するコーポレートガバナンス報告書の重複解消を求める意見があった。
- 両書類の記載事項は基本的な部分において共通性が認められるが、コーポレートガバナンス報告書は、コーポレートガバナンス・コードの遵守状況の開示媒体としての機能も有している。

	有価証券報告書	コーポレートガバナンス報告書(東京証券取引所)
根拠	金融商品取引法第24条	有価証券上場規程第210条第12項第1号、第419条等
提出先	開示用電子情報処理組織(EDINET)を通じて財務局に提出	取引所に提出
提出期限	事業年度経過後、3月以内	記載事項の変更後(一定の事項 ^(注1))については、変更後最初に到来する定時株主総会の日以後)遅滞なく
エンフォースメント手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不提出: 刑事責任 ・ 重要な虚偽記載: 行政責任(訂正命令、課徴金納付命令)、民事責任、刑事責任 	特別注意銘柄の指定、改善報告書・改善状況報告書の提出と公衆縦覧、違反事実の公表措置、上場契約違約金の徴求、上場廃止
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 ・ 企業統治の体制の概要、当該企業統治の体制を採用する理由 ・ 企業統治に関するその他の事項(内部統制システム・リスク管理体制・子会社の業務の適正を確保するための体制の整備の状況) ・ 社外取締役・社外監査役に該当する者はその旨 ・ 役員等の責任限定契約やD&O保険の概要 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、資本構成、企業属性その他の上場会社に関する基本情報 ・ 「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項 ・ コーポレート・ガバナンス体制の状況と当該体制を選択している理由 ・ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況^(注2) ・ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 ・ 独立役員の確保の状況 ・ その他の事項^(注3)
ファイル形式	インラインXBRL(HTMLにXBRL要素を埋め込む形式)	XBRL(HTMLとXBRLが別個に存在する形式)
閲覧対象書類	EDINETにより過去5年間に提出された書類を一覧形式で閲覧可[金融商品取引法第25条第1項] ただし、運用上、縦覧期間を10年間に延長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所が提供する「コーポレート・ガバナンス情報サービス」において5年分の書類の閲覧可(会社別に検索可)

(注1) コーポレートガバナンス・コードに関する事項の変更等

(注2) 記載要領では、「株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況」、「IRに関する活動状況」、「ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」の記載が求められている。

(注3) 記載要領によれば、「買収への対応方針」、「コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題」等を記載することとされている。

I. 有価証券報告書の記載事項の整理

(1) これまでの本WGにおけるご意見

(2) 近年の開示情報の見直しの経緯

(3) 総会前開示の状況

(4) 有価証券報告書と事業報告等との「一本化」に関する議論の状況

II. 情報開示のあり方に関する課題

III. 報告事項

IV. ご議論いただきたい事項

女性活躍推進法における情報公表義務について

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)では、**2015年9月**から、労働者数が**300人超**(当時)の事業主に対し、**女性労働者への職業機会の提供やワークライフバランスに関する指標**の公表を義務付けており、その後の法令改正により、対象事業主及び公表事項の範囲が拡大。
- 2023年3月期から、有価証券報告書においても、**提出会社及び連結子会社**が女性活躍推進法に基づき公表する指標のうちの**男女間賃金差異**、**女性管理職比率**、**男性育児休業取得率**の開示を求めている(下記赤枠)。
- 2025年の女性活躍推進法の改正により、**労働者数100人超**の事業主の**男女間賃金差異**(従前は300人超の事業主について必須)と**女性管理職比率**(従前は選択制)の公表が、いずれも**必須**となった(2026年4月1日以後に終了する事業年度の翌事業年度における公表(3月決算会社の場合は**2027年3月期の有価証券報告書**)から適用)。

施行日	男女間賃金差異		女性管理職比率		男女別育児休業取得率※2	
	300人超	100人超 300人以下	300人超	100人超 300人以下	300人超	100人超 300人以下
2015年9月	—	—	○	—	○	—
2019年4月	—	—	○	△	○	△
2022年4月	—	—	○	○	○	○
2022年7月※3	◎	○	○	○	○	○
2026年4月※4	◎	◎	◎	◎	◎※5	○

※1 ◎:公表必須、○:選択制(複数の指標から一つを選択して公表する必要)、△:努力義務(複数の指標から一つを選択して公表することに努める)

※2 有価証券報告書では、「男性育児休業取得率」の開示を求めている。

※3・※4 施行日以後に終了する事業年度の翌事業年度に行う公表から適用。

※5 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律においては、労働者数が300人超(2025年3月以前は1,000人超)の事業主に対し、男性育児休業取得率の公表が義務付けられている。

- I. 有価証券報告書の記載事項の整理
 - (1) これまでの本WGにおけるご意見
 - (2) 近年の開示情報の見直しの経緯
 - (3) 総会前開示の状況
 - (4) 有価証券報告書と事業報告等との「一本化」に関する議論の状況
- II. 情報開示のあり方に関する課題
- III. 報告事項
- IV. ご議論いただきたい事項

- 近年の非財務情報の拡充は、その時々の方政策的必要性や投資者との対話の充実を図るため、諸外国の状況も参考として進められてきたものであるが、こうした近年の取組について、どう評価するか。
- 有価証券報告書の記載事項の整理に当たっては、企業が開示に負担感を感じている記載事項を特定し、当該記載事項の投資判断にとっての有用性を確認した上で、
 - 有価証券報告書と事業報告等との一本化の実現と総会前開示の進展に向けた取組との整合性
 - 海外の開示制度との比較といった観点も踏まえて検討していくことが考えられる。

これを前提とすると、まずは、**有価証券報告書の固有の開示事項(P29の図のCの部分)**を対象として検討していくこととし、見直し後の記載様式の適用については、事業報告等の固有の開示事項(同図のBの部分)の見直しと同じ**2028年3月期から**とすることが考えられるが、どうか。
- 法定開示書類、取引所規則上の開示書類、任意開示書類間の情報開示の重複が指摘されている中で、あるべき情報開示のあり方についてどのように考えるか。